

福島県総合計画審議会 議事録

1 日時

平成 26 年 2 月 14 日（金） 13 時 30 分～15 時 36 分

2 出席者

（ 委 員 ） 塩谷会長、今井委員、大泉委員、大塚委員、影山委員、加藤委員、轡田委員、久保委員、齋藤委員、佐藤委員、庄條委員代理・遊佐様、高瀬委員、高谷委員代理・佐藤様、立谷委員、中田委員、野崎委員、宮沢委員、和田委員
（ 福 島 県 ） 企画調整部長、企画調整部政策監、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹兼副課長（総合計画担当）、復興・総合計画課主幹（特別措置法担当）、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長、自然保護課主幹、農業担い手課長、森林計画課長、森林保全課長、都市計画課長（以上事務局）広報課主幹兼副課長、総務部参事兼総務課長、企画調整課主幹、避難地域復興局次長、企画調整部参事兼文化振興課長、生活環境部政策監、生活環境部次長（原子力損害対策担当）、生活環境部企画主幹、避難者支援課主幹兼副課長、保健福祉部政策監、保健福祉部企画主幹、商工労働部政策監、観光交流課総括主幹兼副課長、農林企画課長、農林水産部企画主幹兼農林企画課副課長、土木部次長（企画技術担当）、出納局次長、企業局次長、病院局次長兼病院総務課長、教育庁企画主幹兼教育総務課副課長、義務教育課主幹、健康教育課主幹兼副課長、警察本部総務課管理官、県北地方振興局次長、県中地方振興局次長、会津地方振興局企画商工部長、南会津地方振興局次長兼企画商工部長、相双地方振興局次長兼企画商工部長、いわき地方振興局次長兼企画商工部長

3 議題

- (1) 福島県土地利用計画の一部変更について
- (2) 総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針に基づく施策への反映状況等について
- (3) 人口減少・高齢化対策プロジェクトについて

4 決定事項・確認事項

- (1) 福島県土地利用基本計画の一部変更について諮問があり、審議を行った結果、了承された。答申案の作成は会長一任となった。
- (2) 総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針に基づく施策への反映状況等について事務局から説明があり、関連施策の進め方等について質疑等がなされた。
- (3) 人口減少・高齢化対策プロジェクトについて事務局から説明があり、関連施策の進め方等について質疑等がなされた。

5 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会（復興・総合計画課主幹兼副課長）

——開 会——

本日はご多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の長谷部と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様のお手元には、資料とともに県内産のお水をお配りしております。本県は水資源に恵まれておりまして各地で飲料水が販売されております。今回は、その一部でございますけれども、本県のおいしい水を味わっていただければと思います。

それでは、ただいまから福島県総合計画審議会を開催いたします。はじめに企画調整部長の森合よりごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

——あいさつ——

県の企画調整部長の森合でございます。今日は皆様、大変お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。また、相馬市の立谷市長には県の市長会長として委員への就任を快諾いただきました。誠にありがとうございます。

昨年 4 月からスタートしております県の総合計画「ふくしま新生プラン」の進行管理についてでございますが、皆様からご意見をいただきましたものを 26 年度の県予算への反映に努めまして、避難者の方々の生活実態やニーズに即した支援の充実、若者自身の夢の実現に向けた取り組みの支援なども組み込んだところでございます。

新年度につきましては、復興公営住宅への入居が始まりますし、また、4 月には産総研の再生可能エネルギー研究所の開所、環境創造センター、ふくしま国際医療科学センター、医療機器開発・安全性評価センターなど、さまざまな施設の着工など、これまでの福島県の復興に向けた取り組みが次なるステージに入っております。

「ふくしまから はじめよう。」を合い言葉に、新しい福島県の輪郭を明らかにし、さらに前進していこうと全力を挙げて取り組んでいるところであります。

本日は、土地利用基本計画の一部変更をはじめ、総合計画に関する施策へのご意見の反映状況などを議題としております。皆様には、それぞれのお立場からご意見やご提言をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会

続きまして、福島県総合計画審議会の塩谷会長にごあいさつをお願いいたします。

塩谷会長

会長の塩谷でございます。議事に入る前に一言ごあいさつを申し上げます。

当審議会は県の総合的な計画に関する評価審議を行う附属機関であるとともに、国土利用計画法に基づく合議制の機関として位置づけられております。

今年度の審議でありますけれども、総合計画につきましては、新たな総合計画

の進行管理初年度として、部会を含めた集中的な審議を行い、昨年 11 月、知事に当審議会としての意見を具申したところであります。その意見書の具体的な県の施策の反映につきましては、今日の議事の 2 で取り扱われるところであります。

そして、国土利用計画につきましては、昨年 5 月、福島県土地利用基本計画の一部変更について知事から諮問を受け、審議のう え 答申したところでございます。これまでの各委員の審議に対しましてご協力に対しまして改めて感謝を申し上げます。

参考資料にもありますように、今年は「新生ふくしま」の胎動の年と位置づけられているところであります。この審議会の議論というものが、県民の視点に立って、福島県の将来の姿や、それを実現するための政策に反映されるよう進めてまいりたいと思っています。限られた時間ではありますけれども、忌憚のないご意見を賜りますよう、そして、有意義な審議会になりますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

— 諮 問 —

司 会

ありがとうございました。

ここで、福島県土地利用基本計画の一部変更につきまして、知事から当審議会に諮問がございます。恐れ入りますが、会長、森合部長、よろしく願いいたします。

企画調整部長

〔諮問文朗読〕

福島県土地利用基本計画の一部変更について（諮問）

国土利用計画法の規定に基づき、福島県土地利用基本計画の一部変更について、貴審議会に諮問します。

平成 26 年 2 月 14 日 福島県知事

よろしく申し上げます。

（諮問文手交）

— 議 事 —

司 会

それでは議事に入ります。これ以降は福島県総合計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。塩谷会長、よろしく願いいたします。

塩谷会長

それでは、ここから私が議事の進行を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。本日は、委員現員 25 名中 18 名が出席しておりますので、この審議会は有効に成立しております。

続きまして議事録署名人 2 名を選びたいと存じますが、私のほうから議事録署名人をご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なし）

塩谷会長

それでは、議事録署名人のご指名を申し上げます。お一人は和田委員、もうお一人は宮沢委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

土地・水調整課長

それでは、先ほど諮問があった件ですけれども、1、福島県土地利用基本計画の一部変更について、事務局からご説明をお願いします。

福島県土地・水調整課の大楯と申します。失礼ながら着座にて説明させていただきます。

それでは、資料1、福島県土地利用基本計画の一部変更について（案）の1ページ目をご覧ください。案件ごとに、変更する面積、重複状況、地目現況、変更理由等について記載しております。それぞれの案件に関して変更理由を説明いたします。

整理番号1は福島市の北沢又地区において、農業地域を16ヘクタール縮小するものです。変更を必要とする理由ですが、当該地区は北沢又小学校の周囲に住宅地が造成され、市街化が進んだ地域です。現況に合わせて市街化区域へ指定することとしております。

整理番号2は伊達市の保原町上保原地区において、農業地域を23ヘクタール縮小するものです。阿武隈急行高子駅の駅前であるなど利便性の高さにより、住宅地及び工業用地が造成されるなど、市街化が進んでいる地域です。現況に合わせて市街化区域を指定することとしております。

整理番号3は郡山市上伊豆島地区の郡山西部第一工業団の予定地において、農業地域の5ヘクタールの拡大と6ヘクタールの縮小を行うものです。工業団地の造成区域が全体で149ヘクタールが確定したことから、その出入り部分について市街化区域の指定と解除を行うものです。

整理番号4は、福島市光が丘地区の福島県立医科大学附属病院敷地内の森林地域を1ヘクタール縮小するものです。駐車場の造成により現況が森林ではなくなったことによります。

整理番号5は福島市の立子山地区において、森林地域を6ヘクタール縮小するものです。産業廃棄物の最終処分場への埋め立て終了が確認されたため、森林地域を縮小することとなります。

整理番号6は南相馬市の信田沢地区において森林地域を2ヘクタール縮小するものです。集落や道路に近い林地を敷地造成したため、森林地域を縮小するものです。

整理番号7は西会津町新郷地区及び喜多方市高郷町磐見地区において、森林地域を4ヘクタール縮小するものです。当該区域は砂利採取として林地開発されており、区域が完了したことから森林地域を縮小するものです。

整理番号8は棚倉町天王内地区において森林地域を4ヘクタール縮小するものです。道路沿いの林地を倉庫等の敷地として造成したため、森林地域を縮小するものです。

次に、変更区域の位置と現況について、資料とスクリーンによる説明をいたします。資料の2ページ目をご覧ください。

まず、整理番号1です。福島農業地域の縮小は、福島交通飯坂線笹谷駅の西側、黄色の線で囲まれた区域です。変更地図の右側に五地域の指定状況の表があります。現在は都市地域と農業地域の2つが重複しておりますが、今回の変更により

農業地域が外れることとなります。

スクリーンをご覧ください。黄色の線で囲まれた区域が今回農業地域から外す区域となります。少し見にくいですが、区域内の上部のほうに北沢又小学校と校庭が見えます。その下側に住宅が広がっております。一帯が住宅地になっていることがわかります。

続きまして資料の3ページ目をご覧ください。伊達市の変更地域となります。伊達農業地域の縮小は、阿武隈急行高子駅の南側、黄色の線で囲まれた地域です。図の右側の五地域の指定状況では、現在は都市地域及び農業地域の2つの地域が重複しておりますが、今回の変更により農業地域が外れることとなります。

スクリーンのほうをご覧ください。黄色の線で囲まれた区域が今回農業地域から外す区域となります。駅の南側から南東にかけて住宅街、そこから北東方向に工場用地が広がっていることがわかります。

続きまして資料の4ページ目をご覧ください。郡山農業地域の変更についてとなります。郡山農業地域の変更は、磐越西線の安子ヶ島駅及び国道49号線の南側にあります熱海町上伊豆島地区の郡山西部第一工業団地です。その南の赤い線で囲まれたところは第二工業団地となります。第一工業団地の開発区域が確定したことによって、黄色の線で囲まれた区域が開発区域となり、農業地域を縮小する区域、赤い線で囲まれた区域が開発区域から外れ農業地域を拡大する区域となります。右の指定状況の表ですが、農業地域を拡大する地域は都市地域及び森林地域の二地域重複から、黄色の線で囲まれた農業地域が加わり、三地域が重複となり、縮小区域はその逆となります。

それではスクリーンのほうをご覧ください。開発予定地となる中央の森林を囲むように赤い線で囲まれた農業地域を拡大する区域と、黄色い線で囲まれた農業地域を縮小する区域が点在しております。

続きまして資料の5ページ目をお開きください。図面左上の森林地域がかかっているところは福島市の市街地です。福島森林地域の縮小は2カ所ありまして、左下の4番が福島県立医科大学のある市南部の福島市光が丘地区です。図面右の5番は福島市の市街地から南東にある福島市立子山地区です。国道114号線東側に埋め立てが終了した産業廃棄物の最終処分場があります。五地域の指定状況ですが、光が丘では都市地域及び森林地域の二地域の重複から、今回の変更により都市地域のみとなります。5番の立子山地区では、農業地域及び森林地域の二地域の重複から今回の変更により農業地域のみとなります。

スクリーンをご覧ください。中央に黄色で囲まれているところが医大附属病院の駐車場として、今回、森林地域から外す区域であります。細かいのですが、車の中に止まっているのが見えます。区域の北側には福島県立医科大学が整備されております。

次の写真をご覧ください。図面右から左に産業廃棄物の最終処分場としての埋め立てが終了し、今回、森林地域から外す区域が細長く伸びております。区域の一番左には調整池があります。

続きまして資料の6ページ目をご覧ください。南相馬森林地域の縮小です。南

相馬森林地域の縮小は原ノ町駅から西に3キロほどのところで、県道相馬-浪江線の沿線に位置する黄色の線の区域です。五地域の指定状況ですが、現在、農業・森林の二地域の重複から、農業地域のみということになります。

それではスクリーンをご覧ください。黄色い線で囲まれた三角形のところが今回森林地域から外す区域となります。現在は工場及び駐車場として利用されています。区域の両側には林地、北側には農地が広がっております。相双地方を南北に縦断する相馬-浪江線が区域のすぐ右を通っていることがわかります。

続きまして7ページ目をご覧ください。西会津森林地域の縮小です。磐越西線の荻野駅の北側の山腹で、周辺は広く森林地域に指定されております。五地域の指定状況については、農業地域及び森林地域の二地域の重複から、今回の変更により農業地域のみとなります。

それではスクリーンをご覧ください。現況となります。黄色い線で囲まれた2つの区域が今回森林地域から外れる区域となります。

続きまして8ページ目をご覧ください。棚倉森林地域の縮小です。棚倉町市街地の天王内地区です。国道289号線の沿線です。五地域の指定状況については、農業地域及び森林地域の二地域の重複から、今回の変更により農業地域のみとなります。

それではスクリーンのほうをご覧ください。中央の黄色い線で囲まれたところが今回森林地域から外す区域で、物流用の倉庫と聞いていますが、白い建物が見えます。隣の工場に隣接しております。利便性の高い地域で、この区域の東側・西側には住宅地も広がっております。

土地利用基本計画の一部変更についての説明は以上です。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願いたします。——特にございませんか。よろしいですか。

それでは、特にご意見、ご質問はありませんので、先ほど知事から諮問がありました福島県土地利用基本計画の一部変更については、これを適当と認めて、その上で答申するというにしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

では、ご異議がないということで、そのようにさせていただきます。

なお、答申書をこれから作成しますが、その文案については私のほうに一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは議事を進めます。続きまして、(2)の「総合計画審議会からの意見に対する県の対応方針に基づく施策への反映状況等について」ですが、事務局から説明をお願いいたします

復興・総合計画課の戸田でございます。

委員の皆様におかれましては、これまで審議会におきます計画への貴重なご意見、ありがとうございました。県といたしましては、11月に意見具申を受けまし

塩谷会長

復興・総合計画課長

て、速やかに県の対応方針を設定し、各委員の皆様へお知らせしたところでありますけれども、今月5日に県の26年度予算が発表されましたので、取り急ぎ、いただきました意見に対する反映状況についてまとめさせていただきました。

資料2になりますが、その前段としまして、1枚おめくりいただいて、左上に参考と書いてあるペーパーをご覧ください。上段に「新生ふくしまの胎動」と書いてある資料になります。

こちらの資料は、福島県が置かれています現在の環境を示したものとなります。まず、下のほうですが、福島県の形をしたところに書いてありますけれども、昨年11月に与党の提言がありまして、それを受けまして政府は12月に「復興加速化の指針」というものを決定しております。その中では、新しい生活の支援、健康管理、健康不安対策、損害賠償の第四次の追加、中間貯蔵施設の早期建設着手、廃炉・汚染水問題、こういったものについて、国が前面に立って進めるということが示されております。こういったものが大きな動きということで出ております。

こうした動きがある中で、今度は右上のほうに「イノベーション・コースト構想」ということで、こちらも国のほうで研究会を立ち上げまして、浜通りの産業復興に向けた地域戦略、こういったものを検討しております。こちらも今年の6月をとりまとめの目標としておりまして、26年度につきましてはさまざまなこうした動きが見えてくるということで、復興が新たな段階に進んでいくものと考えております。

こうした環境にあることを認識した上で26年度の予算を編成いたしまして、先ほど部長のあいさつでも触れましたが、26年度、新しい福島県の輪郭を明らかにして形づくっていく、新生ふくしまの胎動の年と位置づけてやっていくということをつくったところでございます。

この図はイメージとして理解していただくためのものです。中央の丸はたまごというイメージでつくらせていただいておりますが、この中央のたまごの中、右上の環境創造センターの整備、先ほどのあいさつにもありましたが、こういった拠点整備が本格化してまいります。環境創造センター、その中央にあります国際医療科学センター、その右側にあります農業再生研究拠点、こういった拠点整備が本格化してまいります。それとともに、復興公営住宅の建設と入居の開始、左上のほうにいきますが、オリンピックに向けた事業の始動、女性や若者の雇用の確保、連続した観光キャンペーンの実施、新たな産業の育成、下になりますが、風評払拭のために相手に伝わる情報発信、こういった事業を実施することによりまして、新たなステージでの復興を確実にしてまいりますという予算でございます。ふくしまの力強い胎動を示してまいりますことを考えております。

委員の皆様には、こうした点をご理解の上、今年度同様、明るい未来を目指す福島県という視点でご審議のほうをいただきたいと思っております。

それでは、こういった環境のもと、資料2に1枚戻っていただきまして、意見の反映状況についてご説明させていただきます。

このペーパーは一番左側が審議会からの提言、中央がそれに対します県の対応

方針、右側がそれに対応する事業というつくりになっております。右側の事業も1つにつきまして複数書いているところがございますが、代表的なところに触れて説明させていただきます。

まず、1番目は「総合計画全般」という点ですが、意見としまして、広域に暮らす県民を支援すること、魅力ある福島をつくること、復興への取組を効果的に情報発信すること、こういった意見に対しまして、事業としましては、福島の今を知らせる各種情報提供により、ふるさととのつながりを維持するとともに、避難先で安定した生活が送れるよう各種支援を行います、①に書いてあります「ふるさとふくしま帰還支援事業」、次に②になりますが、放射能や食の安全性をテーマとしたリスクコミュニケーションに関する取組を実施して消費者の理解を深める「食の安全・安心推進事業」、世界レベルで活躍できる選手を育成します「ふくしまから はじめよう。世界へ！『ふくしま夢アスリート』育成支援事業」、本県からの取組を効果的に情報発信していくため、民間企業との連携などにより、福島の復興が受け手に伝わる発信とするための「ふくしまから はじめよう。戦略的情報発信事業」、こういった事業を実施いたしますとともに、県としまして一体となって本県の復興の姿が見えるように効果的に情報発信をまいります。

さらに、食につきましては、生産から流通、消費に至るさまざまな立場の人々が、本県農林水産業の復興・再生を加速するため一体となり、思いと力を一つにして展開します「ふくしまから はじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動推進事業」、こういったものにより、さまざまな主体と連携して復興に向けて力を合わせてまいります。

次にオレンジになりますが「人と地域」、福島独自の教育、若者たちの自由な発想の支援というものに対しまして、児童・生徒の学力の向上や学習習慣・生活習慣の確立を図るため、学校と地域や保護者との連携を強化します「ふくしまから はじめよう。学力向上のための『つなぐ教育』推進事業」、こういった震災後の環境の変化に対応しつつ、学力の向上を図っていく取組を実施してまいります。

また、②のほうになりますが、子どもたちが地域の現状やふるさとのすばらしさを学ぶため、地域の方々を取材し、福島の未来について考え発信します「子供達によるふるさと『ふくしま』の学び事業」や、高校生が復興に向けて自らアイデアを出し合うワークショップを開催し、そのアイデアを実践することで、自立性や社会参加の意識を高めます「ふくしまから はじめよう。若者ふるさと再生支援事業」、こういったことで本県の復興を担う子どもたちや若者が、それぞれの年齢に応じたステージで主体的に活躍し、夢を育む事業を実施してまいります。

次に「活力」ですが、県産品の信頼を回復するため、検査や、農家の方々の努力の過程、こういったものをもっと情報発信すること、再生可能エネルギーについてわかりやすく県民に示すことが必要との意見に対応しまして、消費者や流通関係業者等の信頼回復に向け、さまざまな媒体を活用した情報発信を積極的に展

開する「ふくしまから はじめよう。農林水産物販売力強化事業」などで、県域農業団体とともに信頼回復に向けた努力の過程や、本県農林水産物の魅力等を情報発信しますほか、再生可能エネルギーにつきましては、地域の創意と主体的な取組を促進するとともに、県民を対象とした体験学習などを提供する「ふくしまから はじめよう。再生可能エネルギー普及拡大事業」などによりまして、再生可能エネルギーについてわかりやすく示すとともに、震災後の本県が再生可能エネルギーのさきがけの地となるように取り組んでまいります。

次に、「安全と安心」につきましては、除染について、国、県、市町村が連携しながら取り組むこと、また、震災、原子力災害の経験を後世に伝え、風化させないよう、アーカイブ施設の設置を検討すべき。こうした意見に対応しまして、除染業者の育成や住民の理解、市町村からの技術的な要望・相談などに対する支援、除染の進捗や効果的な情報を県内外に発信して安心感を醸成し加速化するということの「除染推進体制整備事業」、また、東日本大震災を継承するため、資料の収集と、さらには拠点となる施設に関する検討を進めます「東日本大震災記録保存活用事業」、こういったものに取り組んでまいります。

最後、一番下の段になりますが、「思いやり」につきましては、震災後の新しい人権について考えていくこと、自然とふれあう機会を積極的につくるべきとの意見に対応しまして、広く県民に人権問題についての理解を深める機会を提供します「『人権への気づき』推進事業」や、自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力を育みます「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」など、人と人との支え合いや自然を大切に作る心の醸成に取り組んでまいるといふことで事業を組み立てております。

こちら、事業の一部で申し訳ございませんが、説明の中では主なものということで、意見から事業の流れを説明させていただきました。

資料一式説明で長くなってしまうのですが、続きまして資料3をご覧ください。こちらは「目標値の一部確定」ということでもあります。

今回、ここに3つ書いてありますが、高齢福祉関係の3つの指標につきまして、相双圏域の推計データが整いましたので、全県推計データを再計算しまして指標の数値が確定したということでございます。表の半分から左側のところ、中央の部分が策定時の相双を除いての集計値であったのですが、今回できたので、その右側の確定後という欄、県全域の数値で再計算をしたということで、これが最終的な目標値になるというものでございます。

特別養護老人ホームの定員数につきましては、数字としては目標値が上がるといふことになりましたが、要介護者の割合の目標値が若干上がっていること、ホームヘルプサービスの利用回数自体が下がっていることといふことでの計算結果ではありますが、数字が変わっているものでございます。これで確定ということでございます。

続きまして、その後ろに資料4がついておりますが、資料4は後ほどまた別に説明いたしますのでとばしていただいて、資料5になります。

こちらは「指標一覧」でございますが、進行管理の中では、その時点でのつかめ

る指標ということで提示させていただきましたが、今回、裏に掲載しております172の指標の直近の現況値を新たにまとめましたので、提示させていただきました。黄色で網掛けしているものが数値の変更または追記となっている部分でございます。

続きまして資料6、「意識調査項目一覧」というものがございます。こちらも裏に掲載しております22の意識調査項目につきまして、25年度のデータが出ましたので整理したものでございます。

こちらの数字なのですが、右側に24年度の数値と、右端が25年度の実績値ということで比較できるように書いてございます。こちら、意識調査の回答の母数が800ということで、ちょっとした数の動きが率に大きく反映するので、増減については微妙な部分がございます。ただ、この中で、率が高いという部分をみますと、5番の過疎・中山間地域の大切さ、9番、再生可能エネルギーを進めたい、21番、自然豊かな県であるという、自然を大切にしたい暮らしについての意識が高いということが読み取れるかと思えます。

また、13番、健康診断の受診、14番、身近なところで医療を受けられるといった健康づくりや医療環境についても高めということが見てとれるかと思えます。

ただ、本県がこれから目指していくところの魅力がどうなのかという点からみますと、1番の子ども・子育て、2番の教育、8番、10番の雇用環境、こういったところをぜひ伸ばしたいということではございますが、なかなかこの辺は同程度ということで推移しておりまして、今後はこういうところが認められるように引き続き努力してまいりたいと考えております。

続きまして資料7、厚い資料になりますが、こちらは「平成26年度重点事業」ということで、先ほど意見の反映状況ということの説明させていただきましたが、この後ろについておりますものが重点事業のすべてということで、13のプロジェクトに沿った事業の概要、金額、そういったものがすべてこちらの表にまとまってございます。詳細につきましては後ほどご覧ください。

1枚めくっていただきますと、A3判の資料で13のプロジェクトごとに代表的な事業に触れられております。この13のプロジェクトをしっかりと進めていくことで、福島県の復興を確実なものにしていくということでございます。

以上、駆け足でおおまかな説明になりますが、来年度はこういった事業によりまして、皆様からいただきました意見を反映させながら、復興の胎動を県民の皆さんに伝えてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

私、今回からなので、前回の議論に参加していませんので、今、新たな問題提起もいかなものかと思うのですけれども、前回の委員の皆さんの意見に対する対応の仕方ということも踏まえて若干意見を述べさせていただきたいと思

塩谷会長

立谷委員

ます。

ご案内のように、私は今日は市長会の会長として来ていますけれども、相馬市の市長でございますから、相馬市は今、復興について抱えているいろいろな問題があります。ハードの面では何とかなるかと思えます。今一番、相馬市として直面している問題はやっぱり風評被害です。といいますのは、福島県の沿岸漁業のだいたい3分の2を相馬の港で揚げています。ですから、漁業というのは相馬にとって極めて大きな基幹産業の一つということになるのですが、残念ながら、東京の市場に持っていっても売れないわけです。福島県産ということで無視されます。これはJ Aのほうから聞くのですが、米もJ Aで買い上げてくれても、販売をしているところがない。これは相馬市だけではなくて、風評被害についてはいろいろなところで問題があると思えます。

この前、喜多方の造り酒屋に行ったのですが、震災前に比べると売上が4割落ちているそうです。これは、今後の福島県の復興にとって極めて重要な問題になってまいりますし、そのことによって、第一次産業だけではなくて、例えば観光業なども大きな被害を受けているということなのですが、そのことを、前回の委員の皆さんのご意見の中に散見するのです。例えば「活力」という項目のところに、「県産食品への信頼感を回復するため」と書いてあります。これは当然のことなのですが、先日、私は影響のある著名な評論家といろいろ意見交換をする機会がありまして、非常に厳しい指摘を受けたんですね。福島県は風評被害を何とかしようといいながら、福島県の学校では福島県産の食品を食べていないのではないかということです。つまり、地産地消がなされていない現状があるのです。このことを相馬市の学校給食にあてはめて考えた場合、学校給食の材料に何を使うかということです。学校給食というのはもともと親が持ち寄ってみんなで調理して食べさせるという趣旨ですが、今は校長が代行しているんですね。したがって行政でどうこう言えることではない。ですから、学校でどういう食品を使いますかということ議論したりすると、PTAの親御さんに福島県産のものを食べさせるなといわれると、それで終わってしまう。ですから、これは東京のほうから見ると極めて奇怪な発言に聞こえるわけです。福島県で福島県の産品を子どもたちに食べさせていないのに、風評被害を払拭しようといっても、これは矛盾ではないかということ言われたんですね。

その観点から、私は相馬の魚がなぜ売れないかということ考えざるを得ない。これは相馬の魚だけではなくて、福島県産品全体ということになるのですが、私は、この問題解決のために一番必要なことは放射線教育ではないかと思うのです。地域の方々、あるいは子どもたちもそうですし、相馬市では何とかやってきたのですけれども、それでもなかなか足りない。

ちなみに、これも全体の議論の延長にあることなのですが、例えば、「人と地域」という問題で子どもの教育を考えたとき、相馬では子どもたちに放射線教育をして、ビフォー・アフターでアンケートをとりまして、例えば相馬の中学生の女子に、講義を聞いて将来の結婚・出産に対して不安がなくなりましたかという質問をすると、1割の子どもは相変わらず不安だと。それから、わからない

という子どもが2～3割いるのです。これは立派なPTSDです。ですから、2度も3度もやろうということを今計画しています。

私は、風評被害の払拭のためには、やはり地産地消という観点がどうしても必要ではないかと思えます。そこを、今の県の方針に対してぜひその点を取り入れていただきたい。地産地消を進めるにあたって一番必要なファクターは県民の放射能教育です。私は一番最初に県庁職員からやるべきだと思えます。要するに、放射能と放射線の違いがわからない人がほとんどなのです。ベクレルとシーベルトの違いがわからない。ガンマ線とベータ線の違いもわからない。これはなかなか教育しても難しいのですけれども、そういうことを地道に重ねていかないと、福島県産の第一次産業のものは売れない、観光客も来ない、つまり風評被害が将来ともなかなか払拭することができないということではないかと思えます。

ぜひ、委員の皆さんにも、問題提起だと思って今日はしゃべっていますけれども、あたりまえの話です。地産地消というかつてあった考え方が今はいったいどこに行ったのか。それは、一部の放射能に対してセンシティブな方々の意見にとられるのではなくて、やはり、これはちゃんとベクレル計で測って検出されないということが証明されたら、それまで低減したのです。これはいつまでたってもしょうがないと思えますから、意識の問題ですが、ぜひこのことは福島県としてリードするのだ、そのための方法論として、放射能教育ということをやりたい。私は災害対策計画の原子力部会の委員になっていますけれども、その計画にも放射能教育をやることがちゃんと出ています。実際に何をやっているかという、要望があった場合、講師を派遣しますという話です。そういうことではいけないので、やっぱり系統的にやらないと、なかなか、あたりまえの問題ですけれども、踏み込んで解決することはできないのではないかと。

委員の皆さんにも問題提起させていただきたいと思えますけれども、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

塩谷会長

ありがとうございました。風評被害にかかわって、地産地消、あるいは放射能教育を進めることが大事ではないかというご意見ですけれども、これからということではなくて、今回の主な事業なり取組にどういう形で反映されているのか、事務局のほうで説明をしていただければと思います。

農林企画課長

食の安全・安心の部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今、委員から、風評被害、この問題については教育が大事であるし、地産地消が大事だというお話を頂戴いたしました。私ども、まったくそのとおりで考えておりまして、来年度の予算編成をさせていただいたところでございます。

資料2に書きましたとおり、「ふくしまから はじめよう。農林水産物販売力強化事業」というふうなことで、17億9,800万の予算を計上させていただきましたけれども、やはり、安全・安心は当然のこととして、いかに生産者が生産段階からしっかりした品質のもの、当然、放射性物質も十分管理をしながら消費者に届けている、そういった姿にも共感をいただくことによって、ご理解をいただき、

消費を拡大していこうという取組の措置をいたしましたし、また、「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」を進めてございます。こちらは知事に本部長になっていただきまして、生産者はもちろんのこと、消費者、関係団体をはじめ、皆様方に参画をいただいた運動をしていただくこととありますが、委員がお話のとおり、やはり、県の農林水産物なり食品につきましては、県民の方々にご理解をいただき、そして使っていただける、こうしたことが大事でございますので、この運動を通じましてしっかりした対応をしていくということで、所要の運動推進費を計上したところでございます。

ただ、私ども悩みがございます。なかなかイメージ戦略等で安全・安心を訴えてはおりますが、なかなか納得いただけない消費者の方々、ご理解いただけない消費者の方々も、アンケート調査を見ますと理解が一举には拡大していかない状況がございます。地道な取組ということになろうかと思いますが、市町村、団体さんと力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、いろいろ引き続きご指導いただければと思っております。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

生活環境部政策監の佐久間でございます。

先ほど、立谷委員のほうからお話がありました食の安全・安心に関しましては、生活環境部で、資料2の主な事業の上から2つ目、「食の安全・安心推進事業」というものに取り組んでおります。これは、消費者の放射能に対する疑問や不安を払拭しまして正しい知識を周知するため、シンポジウム、これは25年度で2回ほど、講演会を5回ほど、あとは説明会というところで66回ほど、合わせて73回ほどリスクコミュニケーション活動に取り組んでいるというところであります。

参加者からは、参考になった旨の回答が9割以上ということではありますが、なかなか安全だとはわかっていてもなかなか安心できないというのが、やはり皆さんが感じるところのようでありますので、これは繰り返し、引き続き回数を重ねながら取り組んでいく必要があるのだらうというふうに考えてございます。

26年度につきましても同様の回数ぐらいはリスクコミュニケーション活動を続けていきまして、安全・安心の推進に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

学校給食を担当しております健康教育課でございます。先ほど、学校給食のお話がありましたものですから、その点に関しましてお答えさせていただきます。

学校給食については、やはり、保護者の方々の不安というものがあまして、県の補助で学校給食の調理場に、ほとんど1台ずつ入るような形で、放射性物質の検査機械を整備いたしました。それによって、それぞれの調理場において、学校給食の食材等について検査が行われているというようなこととございまして、相馬市さんでもそういったことが行われているわけですが、そういった状況をみますと、ほとんど食品衛生法上の基準においては、新しい基準でも一般食品で1キロ当たり100ベクレル以下というようなことが定められておりますが、はるかにそれを下回るような状況というようなことで、実際の検査結果によっては生産

塩谷会長
生活環境部政策監

健康教育課主幹兼
副課長

段階での厳しいチェックもありますものですから、ほとんどが低い値あるいは検出されないというような状況であるわけです。

そういった検査の結果などをホームページなどで随時公開しているというように、保護者の方々の安心につなげていくというような事業をやっているわけですが、そういった状況をみて、新たに学校給食は安全だねというようなことを言っていたりも増えてきているというような状況もあります。

また、学校給食を提供したあとの1食まるごとの検査をやりまして、それにどれだけの放射性物質が含まれていたかというような検査も県のほうでやっておりますけれども、これは検出限界値が1ベクレル程度以下の厳しい検査条件で検査しましても、ほとんどが検出されないというような状況でありまして、こういった状況を皆さんに情報提供していくことによって安心が広がっていくというようなことを考えております。

それから、今年度からですが、福島県の農林水産物を学校給食に食材として使用した場合に、その食材の購入、それから、保護者の方々にもそういったものを召し上がっていただくというような学校給食の試食会とかそういったものを企画しました際に県から補助をするというようなことを農林水産部と教育庁と連携しまして取り組んでおります。

そういったような取組によって、学校給食に地場産物を使用しても安心だというような感覚を皆さんに持っていただけたらなということで事業に取り組んでおります。

以上でございます。

いろいろ出てきているのですが、関連してですか。では、今井委員。

先ほど委員の方から、県庁職員の方の放射線教育から始めるべきではないかというようなお話と似通った話なのですが、県外の方から言われたことがあるのですが、職員の方のご説明でなかなか学校給食という意味では、地産地消はやはり不安があったりという声があるとなかなか難しいとは思いますが、県外の方から言われたのは、県庁の食堂ではお米とか食材とか地産地消をやっているのかと言われたことがありました。要するに、県内の方からいくら大丈夫ですからと数値を示されても、そういうものというのはまだまだ細かく見る人がいないと。一番安心というかそういうものがわかるのは、目に見える形で、例えば県庁の食堂は全部県産のものを使っていますとか、あるいは県知事はご自宅で県産品で調理していますとか、そういう形でしっかりと目に見える形でやっていただくことが一番だと言われたことがあったんですね。

要するに、福島県内でそういうことが行われていない中で、県外の人に買ってくれ、買ってくれ、安全だ、安心だといわれても、要するに不安はぬぐいきれないと言われたことがあったんですね。やはり、そういう意味では、まず内側からしっかりと地元の人が、自分たちの地元のものには安心だと思わない限り、県外の人には安心だと思っただけなのかなという気が、先ほど委員のお話を聞いて思ったので、ひとこと発言させていただきました。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

塩谷会長
今井委員

塩谷会長

立谷委員

今の委員の話は地産地消になるかと思うのですけれども、まず、教育委員会の今の説明で、学校ではベクレルで検出されたものを食べていないということです。相馬でも食べていませんけれども、少しでも検出されたら食べさせません。ですが、県産品でない県外の米であったり、県外の魚であったり、それを調べて、これはベクレル値が検出されませんから大丈夫ですということをやっています。県産品でも大丈夫なはずなんです。福島県産品だから気持ち悪いからだめだ、県外の品物だからベクレルがなければいい、その発想自体が間違っている。この気持ちにとらわれておったのでは風評被害の払拭など絶対できないということですね。

けれども、学校給食の現場に、私は市長ですけれども、どうしろああしろと言えないところがありますから、今日は佐藤委員と加藤委員と、二大新聞を代表する論説の巨頭が来ていますから、ぜひこれは新聞でこの問題といたしますか、そういうことを訴えていただきたいと思うんですね。

それからもう一つ、放射能教育を県産品を食べられるように放射能教育をしましょうと言ったって、誰も相手にしないです。そんなものは県庁とか地方自治体が意図を持って、あるいは国がやらせているんだらうと必ず思いますから。この切り口は、私も3年間、放射能対策をやってきましたけれども、放射能対策の一番の根本は放射能からいかに自分の身をかかわすかです。全部、セシウムを取るなどということではできません。だから、例えばホットスポットには近寄らないということが原則になります。子どもたちの校庭は被ばくしやすいところだから除染しなさい、最初にやらなくてはならないというのは、これはやっぱり賢く放射能からどうやって身をかかわすかという、その最大の武器は知識です。

ですから、切り口はそこに持っていけないといけません。放射能からどうやって自分の身を守るかという切り口で放射能教育をしながら、放射能に色はついていませんから、福島県産という色がついているわけでは決してないですから、そのところを県民の理解を醸成するようにしていく必要があるだろうと。

そういう方向性のことが書いてあるんですね。ですから、それを具体論にしたときに、私は県民の放射能教育は全体の議論の延長と言ったのは、今度、うちの相馬市役所で職員相手に放射能の教育をやるのですけれども、行政担当者とか学校の先生がしっかりと放射能の知識を身につけるといふところが必要ではないか。もう3年たっても、うちの市の職員で、ベクレルとシーベルトの違いがわからないのはいないと思いますが、ベータ線とガンマ線の違いがわからないのがあります。そういうことではいけないのであって、そういうことをやろうと思っ
ていますけれども、県内全体がそういう方向に行かないといけません。あとは、子どもたち、親たち、地域の人たちということで、ぜひ提言申し上げたいと思います。

塩谷会長

ありがとうございます。

お二方から、県庁での取組ということで承ったところですが、そのあたりについてどなたかご回答いただけますか。

総務課長

総務部です。佐藤と申します。

県庁の消費組合におきましては、県内の野菜あるいは肉類等々のものについて、定期的に食堂で職員の皆さんに提供していただいております。

以上です。

義務教育課主幹

義務教育課の佐藤と申します。子どもたちへの放射線教育についてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど委員からございましたように、本県の放射線教育の目標としましては、まず、子どもたちに基礎的な知識を身につけさせる、そして、子どもたちがその知識をもとに自ら考え、判断し、行動できる力を育成する。また、本県の事故の事実を正しく伝える。そうした観点に立ちまして、本県独自の放射線教育の指導資料を使って、各学校で今現在指導にあたっているところであります。

今年度は、相馬市の相馬市立桜丘小学校さんをはじめとするモデル校にさまざまな実践を積んでいただき、そして、今年度末には、その実践事例をこの指導資料に盛り込んで、さらに充実した教育を行っていきたいと考えております。

併せて、教職員の放射線教育に対する基礎的な知識等、指導方法、そういったことを研修するために、県内7地区で小中学校すべての学校から教員を集めた研修会なども行っているところでございます。

なお、委員ご指摘のことを踏まえまして、学校現場での放射線教育に力を入れて来年度もやっていきたいと考えております。

以上であります。

塩谷会長

ありがとうございます。

かなり施策、ほかにも論点があると思いますので、今、どちらかという教育、食育、あるいは地産地消に対しての話だと思っておりますが、その他の点でも結構です。ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

轡田委員

私、商工会関係なものですから、特に風評対策ということで非常に頭を痛くしている当事者です。学校教育問題が取り上げられているようなのですけれども、学校給食の食材を納入するのが我々で、実際、私のところなども納めているのですが、納入する際に、給食婦さんにできるだけ県外のものをお願いするという事なのです。いろいろ尋ねてみますと、父兄の方で非常に敏感に騒ぎ立てるのはごく一部の人らしいですね。100人のうち1人くらいなのです。ところがその声が大きすぎて、学校にすれば怖いんですね。そういう関係があるものですから、どうしても、できるだけ県外ということになってしまうものですから、我々も商売なものですから、市場に行ってできるだけ県外のものを選んできているというのが現状です。ですから、その辺を、父兄のごく一部の方の声がどうしても大きくなってしまいうというのが問題なのかなと、こんなふうに思っております。

それから、我々、組織の中で、県外の方々に福島県の食材、要するに県産品の食材を皆さん方お使いいただけますかという問いをやったのですが、福島のものを使いますというのは約30%と、非常に怖い数字が出ています。我々も風評対策を県のお世話になりながらやっているのですが、そういうのが現況なのです。ですから、ごく一部の方の声を取り上げてしまいうというのも問題があるのかなと、こんなふうに感じております。

塩谷会長
大塚委員

ありがとうございます。

町村会長の大家であります。

我々町村は農業が基幹産業でありますので、この風評というのは本当に一番困るわけです。福島県で農産物すべて放射能検査をして販売をしているわけですが、先日も、私、県外のある人に米を売ってやったのです。もちろんシールを貼ってやったのですが、送ったうちの家族の方が、大丈夫かなと言っただけです。これはやはり、いくら我々が、安全だ、安全だと言って、放射能検査もしてシールも貼って、そして出してやったにもかかわらず、やはり県外の方は、福島県というだけで安心しないという状況にあるわけです。

それを踏まえれば、やはり我々も首都圏に出ていろいろイベントをやったりしているのですが、そのときは買ってくれるのですが、そのあとは買わない。人間、危険だろうというものと安全だというものを並べれば、どっちを買うかという、まさに安全だというほうを買うと思います。

ですから、そういう面も含めれば、やはりもっともっと放射能に対する認識といますか、国民にどのくらいになったら放射能が安全だということを知っていただかないと、なかなか解決できない。0.01 あっても 10 あっても同じような感覚でとらえてしまうということがあるので、ぜひ、そういう部分については、放射能の理解を深めていただくということが大切ではないかと思えます。

もう一つは、風評を払拭するには、常に四六時中PRをしていかないと、スポット的にやってもまた忘れてしまうということもあるので、ぜひ、継続的な福島県の農産物の安全のPR、それにかかわるいろいろなイベントもありますけれども、そういうものを継続的に連続してやっていかないと、なかなか難しいのかなという感じがします。

以上です。

ありがとうございます。

塩谷会長
齋藤委員

婦人団体連合会の齋藤なのでありますが、実は今年、第 62 回の全国地域婦人団体連絡協議会の研究大会を 10 月 19 日、20 日と開催する、今、その準備をいたしております。この大会については、実は 3. 11 の直前にお引き受けしていた事業なのでありますが、今回の災害に対して全国の仲間からたくさんのお援助とか寄付をいただいたものですから、では、福島の身の丈に合った大会で福島の復興の現状を学んでいただくということで計画いたしました。

実は、先ほどから食の安全・安心とか風評被害のことが出ていましたけれども、私どもは 1,800 名の規模で全国から女性が集まりますので、女性の視点で、今まで大会をずっとやっていたけれども、福島県の大会は特別な大会ですから、全部福島県の情報を中心に発信することで、県の農業関係とか商工の観光交流課のほうからもご協力いただきながら、今計画しております。

それで、夜の懇親会は 600 名ほどのパーティになるのですが、これも私どものほうで全部メニューを福島県産の食材でということで、全国から 1,000 名以上の方が来ると経済効果はすばらしいですね。ということで、ちょうど引き受けたあとに「八重の桜」もあったものですから、開催地は会津若松というこ

塩谷会長	<p>とで、分科会は会津大学を使用させていただいて、プロジェクターを使って全部福島の現状を、健康の問題、食の問題、環境問題、エネルギー問題、そういうことを6分科会に分けて発信することで、今、計画しております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご紹介ありがとうございます。</p> <p>全体を含めてで結構ですので、ほかにご意見がありましたら。</p>
今井委員	<p>除染についてなのですが、地域のお母様方から、お母様方だけではないのですが、地域からかなり声が上がっているのが、除染業者さんの質の低下といいますか、そういうことで、私の周りでもかなり声が上がっているのですが、子どもたちの送り迎えをやらないとすごく不安だとか、変な事件が起こっているとかということで、かなり県外から業者が入ってきて、その方たちがかなり治安を乱しているという話が徐々に多く聞かれるんですね。</p>
塩谷会長	<p>なので、除染推進はもちろん必要なんでしょうけれども、その場合の質の低下というか、安ければいいということでもないかと思うので、その辺しっかりどういう業者なのかというのを見極めていかないと、聞くとところによると全域でそういう話が上がっているらしいんですね。なので、しっかりと、どういう会社なのかとか、どこに事務所があつてとか、そういうことをしっかりやっていかないと、かなり治安が悪化しているという声が上がっているんで、その辺をちょっと今回申し上げたいと思いました。</p>
生活環境部政策監	<p>確認ですけれども、それは除染技術の低下ではなくて、それ以外のところというご意見ですね。除染関係でほかにご意見がおありの方はいますか。——それでは、しっかりした業者であるかどうか、どういう形で確認されているのかということについて、関係部局のほうでご説明いただけますか。</p>
警察本部総務課管理官	<p>生活環境部の佐久間ですが、除染業者につきましては、当然委託事業という形になってございます。特に除染業者の発注の際の条件というのがありますから、その辺、どういう事務所とか、どういう登録になっているとか、そういうものをきちんと当然確認してやっているということですが、その除染業者の方々の治安の関係になってしまいますと、これは労働基準監督署とか警察のほうとか、そういった形になろうかと思っておりますので、我々とすれば、発注の際にきちんとした業者であることを確認の上で発注しているということでございます。</p> <p>警察本部です。治安の関係で警察本部のほうで対応しておりますのは、除染業者との連絡協議会、それぞれの警察署で管轄しております。そちらのほうと連携して、県と国、それから各業者加盟の連絡協議会を設置しております。その中では、当然、暴力団関係の排除もあるのですが、それ以外に、除染業者で雇用している社員についても指導をお願いしているという現状でございます。</p> <p>実際に除染作業員関係を含めて、犯罪については昨年で百数十件発生しているという実情がございますけれども、除染業者は絶対やるかといえば、本当に一部の数なのですが、先ほど委員からありましたように、例えば関西の言葉を聞くだけでちょっと不安だとか、そういった声もありますので、その辺については各業者のほうで自主警備をしてもらって、社員教育の徹底ということで、治安面から</p>

<p>塩谷会長 今井委員</p>	<p>警察のほうは指導をしている現状でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>実は、地域の方で、自分のお子さんたちの通学路だけでもということ、自主的に活動されているお母様、お父様方もいらっしゃるんですね。お話を伺ったら、本当に最低限の材料費、そういう補助を、年間に10万とか20万とかというレベルで、本当に除染もいい機械も入れられず、それでも地域の子どものためというふうに考えて動いていらっしゃる方もいるので、そういう地域の方々に動いていらっしゃる方、本当に自分たちのこととして考えていらっしゃる方で、そういう方々に例えば補助金を出すとか、そういうほうを拡充していったほうが、地域のお母様方にとっては安心なのかなと。要するに、現実に不安だという声が上がっていて、誘拐だとか、変な強盗だとか、そういうものが確実に起こっていますので、そういう方々を育てていって質を担保していくというような形もあり得るのではないかという気がしたので、もし可能であれば検討していただければと思います。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>地域の組織に助成をして、組織的に除染をするということも実際行われていると思いますけれども、なかなか、行政にお願いしないとできないような作業もあるのではないかなと思うので、そこはぜひ対応していく必要があるのではないかと思います。</p>
<p>生活環境部政策監</p>	<p>生活環境部の佐久間です。除染の関係でございますが、ご存じのとおり、今、国の直轄でやっているところと、それ以外の36市町村では市町村が除染を行うということでやっておりますが、なお、町内会とか自治会とかで、通学路とかそういうところの線量を下げていきたいと思いますという「線量低減化事業」という事業もございますので、ご相談いただければ、そういうふうな基準で取り組むということも当然できます。</p>
<p>立谷委員</p>	<p>除染に関連するので、一度、県の皆さんに聞いてみたいと思うのですが、目指すべき被ばく線量の目安として、国は3回言ったのです。最初は年間被ばく線量が20ミリで避難区域を線引きしました。そのあと、当時の平野文部科学大臣が、学校での被ばく線量を年間1ミリにすると行ったんです。その次は小宮山厚生労働大臣が、長期的には追加被ばく線量1ミリ以下にすると。この3つの連立方程式の答えは多分ないです。</p> <p>一番の問題は、長期的にと言ったのだけれども、その長期が何年なのかわからない。「新生ふくしまの胎動」という、このペーパーがありますね。一番下に「年間追加被ばく量の堅持」と書いてありますけれども、この前、井上環境副大臣とじっくりこの話をしました。井上さんは、追加被ばく線量を年間1ミリ以下にする、それが目標だと言った。期間はどのくらいなのですかと、それを言わなくてはならない。早く決めろと言いました。そういう理解で私はいたのですけれども、そういう理解でいいのか。</p> <p>もう一つは、空間線量を年間1ミリ以下にするという、そういうもの言いがあります。新聞にそう書いてあります。どっちが正しいのか。県はどういう立場に</p>

<p>塩谷会長 生活環境部政策監</p>	<p>立っているのか。実質被ばく線量を年間1ミリ以下、それも長期的というか何年か先ということで県にお考えがあるのか、あるいはもっと厳しく、国の年間追加被ばく線量、被ばくです、空間ではないです。県として、被ばく線量1ミリ以下の厳しいスタンダードで考えるのか、これを一度聞いてみたかったのですが、教えていただけますか。</p>
<p>立谷委員 生活環境部政策監</p>	<p>関連してありますか。よろしいですか。それでは今の点に対して。 今、除染に取り組むスタンスでは、長期的に追加被ばく線量1ミリ以下を目指すということでやっております。</p>
<p>立谷委員</p>	<p>長期はどのくらいでお考えですか。 長期はどのくらいとここで言われましても、なかなか地域の状況もかなり違いますし、ここで答えるのは難しいのですが、国のスタンスがそういうスタンスでやるという部分になっておりますので、我々もそのスタンスで目指していくということで変更しておりません。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>私は、これは国にちゃんと白状させないといけないと思っています。こんな無責任なものの言い方はなくて、例えば学校の追加被ばく線量は1ミリと言いましたね。では、先生方はいくらなのか、これは言わないわけです。学校で1ミリといわれた市民の健康を守る市長としては、子どもら全員の被ばく線量を計測しました。そこで、例えば4ミリと出てきて、あるいは3ミリと出てきて、その数字のうち、どれだけ学校で被ばくしているかなんてわかるわけがないです。学校で1ミリというのだったら、先生たちはいくらになるのかということと言えとさんざん迫ったのですけれども、言わないでいるうちに、長期的には追加被ばく線量1ミリなどと、こんな無責任な話はどこにもない。これは福島県として国を責めないといけないです。白状させないといけないです。そうでないと、長期的にはといわれても、その長期目標というものを市町村が独自に決定するしかないので。相馬は決めています。決めていますけれども、相馬の話をするよそが困るから私はしないことにしています。だけれども、相馬はこれまでの期間の間に1ミリ以下にすると決めてやっているのです。本来、国家が決めることですから、県として厳しく追及して白状させないといけないということでご提案申し上げます。</p>
<p>和田委員</p>	<p>ご提案ということで。 ほかにいかがでしょうか。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」というものがありますけれども、実は除染ともかかわりがあるのですけれども、今はお子さんが外で自由に遊べないということで、県外に保養に行かせるという企画がさまざまな団体などでも行われております。そのことにもこれは関連してくるのでしょうかけれども、ぜひとも県内で安心して自然とふれあいましょう、屋内で遊べる場所というのはだいぶつくられておりますけれども、県内でも線量が低いところがありますので、なお徹底した除染をして、自然の中で子どもを遊ばせる場所というのを確保していただきたいなど、私は事業の中に入れていただければいいと思います。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

生活環境部政策監	<p>生活環境部です。資料2の中にあります、一番下のほうに「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」とございますが、これは県内の尾瀬のすぐれた自然環境の中で体験型の環境教育を推進しましょうということで宿泊費とか交通費等の支援を行っているものでございまして、今年度は、小中学校ですが、21校で1,120人ほどの実績がございます。来年度、26年度につきましては1,400人ぐらいに増やそうということで今取り組もうとしておりますので、主な事業の中にくぐられておりますが、引き続きこのような事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。</p>
和田委員	<p>ありがとうございました。ただ、尾瀬ですと、やはりある程度の年齢にならないと参加できないという制限もあると思いますので、もっと身近なところでぜひ探していただきたいなと思います。</p>
保健福祉部政策監	<p>保健福祉部政策監の小檜山といいます。今ほどのお話ですが、来年度になりますが、子どもが自由な発想で自然の素材を活用して遊ぶということで、県内5カ所に「冒険ひろば」というものを設定しまして、実施する団体を募集して、子どもが屋内だけではなくて身近な空間で遊べるような事業も、来年、子育て支援課のほうで計画をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
塩谷会長	<p>ちなみに5カ所というのはどのあたりになりますか。</p>
保健福祉部政策監	<p>それは、これから具体的に募集をかけまして県内で選定していくという形になります。</p>
中田委員	<p>今、いろいろな方々からの意見が出てきたと思うのですが、福島県の放射能教育の問題、原発震災の問題、それを教育でどう受け止めていくのか。その議論の中で、解答がないという側面があるというのですか、何ベクレル、何シーベルトであつたらいいのかという基準を国に求めていくということ、これは推進する必要があるとは思いますが。それが示されたときに、しかしながらやはり消費者、保護者がそれをどう受け止めるのかという課題が一方で残ります。それが福島の実現としてどうそこから課題を見つけて地元としてその課題を乗り越えようとするのかということなのだろうなと思います。</p>
	<p>そのときに、確かにそれは福島の担い手をどうやって育てるかということと深くかかわっていて、いろいろな不安を抱え込みながらも、この地元福島で歯を食いしばって頑張れる県民をどのくらいつくれるのかという課題と私は深くかかわっているのだろうと。それは、学校教育と同時に成人に向けての課題でもあるだろうと思うんですね。</p>
	<p>そのときに、将来、教育の中で、これは学校教育、家庭教育、社会教育、それぞれの場面で力をつけていかなければいけないのだろうと思うのですが、そのときに、どういう力かというのを考えてみると、「人と地域」というところに、この対応方針の中で、教育レベルの向上ということがうたわれていて、それは被災にあえいでいる福島であっても、他県に劣ることなく、それ以上に教育条件、学習条件整備を果たして学力を向上させていくことが大事なのだけれども、学力の質をもう少しとらえ直すということが必要なのではないかなと思うところがあります。</p>

受験に活用できる学力と同時に、そうした知識、技術、情報を地域の課題にきちんと結びつけていけるような学力というのを福島県は真剣に考えようとしてらっしゃると思いますけれども、そこを大事にしていくと。「生き抜く力」というふうにそれを表現されようとしているかなとも思いますが、それは防災教育ということだけでなく、地域の課題が何なのかということを探求して、そこから課題を立ち上げ、協働でそれを乗り越えていけるような県民を育てることがとても大事ではないかなと思っておりますので、そういうレベルでも教育の目標をとらえていただければありがたいなと思います。

中高一貫教育、双葉8町村のところでそういうことも志向されているというふうに伺っていますけれども、ぜひとも新しい学力観、学習観、アクティブラーニング、課題解決学習というところに力を入れていただきたいというふうに考えております。

塩谷会長

ありがとうございました。

「活力」と「安全と安心」「思いやり」の3本柱の一番基礎となるのは「人と地域」ということで、そこにぜひ力を入れていただきたいということです。

時間が3時近くなってきましたので、どうしてもということであれば。

大泉委員

総合計画全般のほうの主な事業の①のところに「ふるさとふくしま帰還支援事業」ということでお示しいただいておりますけれども、この具体的な事業の中身を資料7で見ますと、避難先での生活の安定化を図り、最終的に本県への帰還につながると、そのためのいろいろな支援をしていこうという文面になっております。私の組織では浪江町の復興支援事業についてお手伝いをさせていただいております。浪江町では県外避難者のサポートということで、県外に5拠点を設けて、そこで復興支援員さんを2～3名雇って、それぞれの避難者の方の戸別訪問をして、どんなふうに生活しているのか、どんなことに困っているのかというのをきちんとヒアリングをして、町のほうに情報を返していると、そういう取組をずっとやられております。

その中で思うのですけれども、県外避難者に限っては、帰還しようという方のほうがもしかしたら現実的には少ないのかなと、避難した先で定住していこうと、今ちょうど迷っている時期ではありますけれども、そういう状況だと思えます。

この支援事業が帰還を前提としていると、そういった県外避難者のサポートから少し漏れていくのではないかなという心配が一つあります。

それから、3年たって非常に心のケアとか健康問題を抱えている避難者の方が多くなっています。復興支援員さん自体はそういった専門のケアができる方ではないので、避難先の自治体の健康福祉課なり社協さんとつなげるような役割をしています。

ですから、県全体として避難先の自治体とどういうふうに連携をしていくかという仕組みをこれからつくっていく必要があると思っております。その辺、もし、今、取り組んでいらっしゃるところでお考えがありましたら教えていただきたいなと思いました。

塩谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今のご意見の前半なのですが、この資料2の②の意見のところにありますように、「県外避難者は、安全な福島県になら戻りたいということが大前提」だと、進行管理のワーキンググループの中にも、県外避難者の方にも入っていただきまして、やはり、無理やりに福島県に帰還を勧めるというようなことではなくて、戻れるような素地とといいますか、そういう環境を整えるということも大切にしていこうということで議論してきました。ですから、そのあたりもきちんと反映されているのだろうと考えております。</p> <p>もう一つ、後半の部分で心のケアにかかわって、避難先の自治体との連携は具体的にどうなっているのか、あるいは、今、浪江町のご紹介がありましたけれども、県の施策としてどういう対応をとっているのかというあたりで補足説明をお願いしたいと思います。</p>
保健福祉部政策監	<p>保健福祉部でございます。被災者の心のケアにつきましては、現在、県外においては6カ所に心のケアセンターを設置しまして、訪問活動あるいは各種研修会等を行いながら、被災者に対するケアを実施しているとともに、今年度、新たに、現在は東京都、千葉県にあります、県外に避難している方に対する心のケアについても実施しております。</p> <p>これは、各避難先の自治体さんをとおしまして、それぞれ各地域にごございます精神保健福祉士協会、あるいは臨床心理士会といった業界の団体さんにお引き受けいただける場合に、ケアのほうの委託をするというような形で今現在実施しております。26年度につきましても、本県の避難者の方の数が多い、例えば山形であるとか新潟であるとか、埼玉など首都圏、そういったところで、そういった団体との協定等の締結ができれば、そういった形で委託をするというような形で来年度も引き続き実施していきたいというふうに考えてございます。</p>
生活環境部次長（原子力損害対策担当）	<p>生活環境部で避難者支援を担当しております次長の御代と申します。今、委員からご質問がございました「ふるさとふくしま帰還支援事業」でございます。この事業につきましては、今、直近の数字で申しますと、県外4万8,364人の避難者の方がいらっしゃいます。この中には避難指示区域からの避難の方、あるいはそれ以外のいわゆる自主的避難の方々も含めまして5万弱の方が避難されているという状況でございます。</p> <p>私のほうとしましては、今、委員からご指摘がございましたように、帰還を希望する方、あるいは当分の間、避難先で生活をしたいという方、それぞれに支援をするというような趣旨でこういった事業をしてございますが、その事業の中身といたしましては、地元の新聞の送付でありますとか、県及び市町村の広報誌の発送、併せまして、「ふくしまの今が分かる新聞」ということで、先ほど来お話がありますように、除染の状況でありますとか、あるいは子どもさんに対する県内での支援の状況でありますとか、そういった福島の実況、さらには、福島に戻った際にどういった支援が受けられるのかといったものを含めた情報提供をしております。</p> <p>また、併せまして、県外、特に遠隔地に避難した方に対しまして、なかなか私</p>

ども直接的なご支援ができないという事情もございますので、県外にあります民間団体等に委託をいたしまして、交流会の開催でありますとか、見守り、あるいは交流の場の提供というようなことを提供しているところでございます。

いずれにしても、発災以降3年目が過ぎておりまして、いろいろ避難者の方の実態も変わってきていることもございますので、現在、避難世帯が6万2,000世帯ございますけれども、全世帯に対しまして意向調査をかけております。それがまとまり次第、意向調査の中身を見まして、いわゆる避難者の方が何を求めているのか、そういったところも含めて、それに見合った支援事業を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

大塚委員

私は農業についてお伺いをしたいのですけれども、「活力」というところで、①に「ふくしまから はじめよう。農業担い手経営革新支援事業」という事業に取り組んでいただけるということでもありますけれども、今、福島県、さつきからいろいろお話が出ていますように、風評被害というものもございます。そして、現在もなかなか農業の若い担い手が出てこないということがあります。これはなぜかという、農業の将来性が見渡せないというか、そういう状況にあるわけですね。現在、TPPの問題もあります。主要5品目ですか、それは対象にしないように国では言っているようでもありますけれども、これもどうなるかわからないということでもあります。また、今の政府の中で、生産調整を平成30年からは取りやめるといような状況もあります。そういう中で、大変農家の方々が心配をしているわけです。

そこで、ではどうしたらいいかということでもありますけれども、やはり、福島県の農業をどういうふうに持っていくかという将来性のビジョンが明確にされない、なかなか担い手というのは出てこないと私は思います。

一つ参考例に申し上げますけれども、私は湯川村ですけれども、湯川村に1,000町歩の農地があるわけでもあります。ところが、担い手がどんどん減ってきております。若い担い手はいないと同じであります。そういう中でいかにして農地を確保していくかということで、村独自で目標を立てまして、1農家15ヘクタールの30戸の農家をつくろうと。そうしますと450ヘクタールがその30戸で対応できると。あとの約500町歩は自己完結でやっている方々がだいたい担うことができるのだろうと。それを達成するにはどうしたらいいかということで、村独自で規模拡大をする農家に対して支援をしております。1農家最高200万まで村のお金で支援しております。法人組織にすれば300万まで村が支援するという目標のもとにやっております。

ということでもありますので、やはり県も、どういう目標で農業をやっていくのか、担い手の確保にはどういう方法で担い手を確保していくかということを明確にしないと、なかなかこの担い手の確保というのは難しいのかなと私は思いますので、意見として申し上げたいと思います。県のご意見がありますればお願いしたいと思います。

塩谷会長

指標の中にも農業にかかわるものがございますけれども、どういった農

農林企画課長

業を目指すのかということでのご質問ですけれども、担当部局、よろしいですか。

委員お話のとおりでございまして、農業従事者の高齢化が進んでおります。こうした中であって、今後、本県農業をどうしていくのかというところのビジョンをしっかりとつけていかなければならないというのはそのとおりだと思います。

そのために、総合計画の部門別計画であります農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」をつくって、今、取り組んでいるところでございますが、まずもって、今、委員がお話の、やはり地域で担い手を高めてやっていくということについては重要でございまして、今、「人・農地プラン」の作成を各市町村・地域と一体となって進めておりますが、そうした地域ごとに担い手にいかに集積をしていくかといった部分をきめ細かに対応することによって、地域の農地を有効に活用していく担い手を地域みんなで支えていくといった方向が重要だと考えておりますし、今、国のほうでも、農地中間管理機構の制度が立ち上がるわけでございますが、こうした制度を活用しながらやっていきたいと考えております。

なお、今回、ここに記載をさせていただきました「ふくしまからはじめよう。農業担い手経営革新支援事業」でございますが、この事業は、やはり、今、風評等でなかなか厳しい本県農業ではありますが、こうした中にありましても、意欲を持って本県の農業で頑張っていきたいという若い方がいらっしゃいますので、そうした方に対して、しっかり手厚い支援をすることによって、モデルあるいは本県農業を牽引していただく、そのための事業ということで地域につくったものでございます。目指す所得を1,000万以上、そういった所得を実現するような担い手像を描きながら、さまざまなアドバイザーによります支援によりまして経営計画が実現できるようにセットで支援をしていく、そんな事業でございます。よろしく願いをいたします。

塩谷会長

ありがとうございました。

事務局のほうから、3時半までにはということに来ておりますので、いったん議事を先に進めさせていただきまして、もしご意見があれば「その他」のところでご述べていただくということでもよろしいでしょうか。

かなり多様な意見が出されました。国への要望等も含めてありますので、主な事業に生かせるところは生かし、あるいは今後の課題としてよろしく願いします。

それでは、(3)ですが、「人口減少・高齢化対策プロジェクト」について、事務局から説明をお願いします。

復興・総合計画課長

資料のほうは、資料4になります。大変貴重な、重要な議論を、途中のような形でこちらにも説明させていただくのも心苦しいのですが、こちら、13のプロジェクトのうちの1番目のプロジェクト、「人口減少・高齢化対策プロジェクト」でございます。

復興計画に盛り込んでおります12のプロジェクトにつきましては、どういうことをやっていくのか、それを言葉と絵でわかりやすく示しているところでございますが、新生プラン作成時に追加になりました1番目のプロジェクトについて

はそこがないということで、なかなかわかりにくいのではないかとということがあります関係で、調整してまとめたものでございます。

こちら、左側につきましては全体的な考え方になりますが、目指す姿が上に書いてありますが、これは新生プランのほうで記載しているものでございます。

一番の問題点は、その下のところ、中央に赤いバツテンが書いてありますが、急激な人口減少によります負のスパイラルに入ってはならないということで、それを何とか阻止しなければならないということを目指しているものでございます。

それにつきましては、右側のイメージ図としましては、雇用機会、雇用が安定しておりまして生活が成り立つという上で、次世代を育て、高齢化については全国的に進んでおりますので、そちらの対策をやり、若者・女性の活躍の場もつくっていくということでそれを防ぎたいということでございます。

その具体的な形としまして、下の左側は人口減少対策。人口減少対策の中には、括弧書きで書いてありますが、社会減対策と自然減対策、福島をアップしまして、福島に興味を持ってもらうとともに、安心して住んで働いてもらおうということでの流出の抑制と流入の促進。出生数を増やすということで、安心して県内で出産・子育てをしていただくという方向が必要だということでの人口減少対策という考え方でございます。

右側につきましては高齢社会対策ということで、高齢者の方の健康をしっかり守っていった上で、活躍、生きがい、そういう場を持ってもらう。それとともに安心して暮らしてもらうということで、老年人口の対策。それと、下に書いてありますが、生産年齢人口対策としまして、若者の自立、雇用の場、女性の能力発揮ということで、高齢者・若者・女性の社会参画で経済の活性化に力を貸していただくといいますか、その力で活性化していきたいというものでございます。

こういったものを合わせまして「新生ふくしま」の実現に向けて考えていきたいと思いますということですので。

今話しました、ここにも書いてあります柱につきましては、その具体的なそれぞれの事業の考え方について書いてあるのが右側のプロジェクトの内容というものになります。

こちら、見ていただくとおわかりのとおり、住むにしても、子育て等にしましても、各重点プロジェクトのほうで経済の活性化とか子育て支援とか、そういったものでほとんど大きく取り上げているものでございます。そういった12のプロジェクトが全体的に複合して福島県の復興が成り立ち、成り立ったことによってこちらも回復されるというようなことになっておりますが、ただ、こちらの問題につきましては、各県とも同じ状況にあるということは多かれ少なかれございますので、いかにここで本県のメリットを出していくか、他県との差別化をしていくかということにつきまして、県職員が知恵を絞るのはもちろんでございますが、各委員の皆様にもお知恵を貸していただいて、毎年、毎年、事業については充実させていかなければならないと考えているものでございます。そうした考え方を今の時点でわかりやすくまとめたものがこのペーパーということでござい

塩谷会長	<p>ます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>復興に係る 12 の事業プラス、この人口減少・高齢化対策プロジェクトというので 13 の事業、それをわかりやすく図示したということです。</p> <p>それから、先ほどの資料 7 のほうに、一体的に人口減少・高齢化対策プロジェクトにかかわって、47 事業、1,423 億円という数字も出ています。</p> <p>今のご説明に対して、ご質問あるいはご意見はいかがでしょうか。</p>
今井委員	<p>人口減少対策と高齢社会対策、両方に関係するかと思うのですが、子育て中のお母様方のお話を聞いていると、やはり、預けるところが少ない、保育所が足りないと言います。保育所をつくっていくというのは、やはりお金のかかることなので、もっとさまざまな形で、例えば国のほうでも検討を始めるみたいですが、企業とか職場で保育をやるところには補助金を出すとか、あるいは、福島県にあるかどうかはわからないのですが、家庭保育員、保育ママといわれているものがあるのですが、家庭で預かっていただけたところをもっと増やすとか、保育所整備ということに限らず、いろいろな方法を活用してやっていくことが必要かなと思っています。</p> <p>女性の能力発揮とか社会に出て、今後、人材が足りなくなるといわれても、やはり環境整備ができていないとそれは無理だと思うので、少子高齢に向かう福島県にとっては、やはり重要な課題かなと思っています。</p> <p>それから、「スポーツや文化活動への参加促進」というのですが、例えば少年野球とかソフトボールとか、地域でやっているお子さんたちの活動費とか、例えばどこか試合に行くとか、いろいろ備品を買うとか、そういうものの補助が少ないという話を最近聞いていまして、その辺をもうちょっと、子どもたちの健康とかそういうことにもかかわってきますので、小中学校、未就学児童の支援もやっていたような気がするのですが、そういう小中学校のスポーツとか文化活動への支援とかそういうものをもう少し充実していかないといけないのかなというふうに最近感じているところです。</p>
塩谷会長	<p>ほかの委員の皆さんから先に出していただいて、後ほど担当部局のほうにお願いしたいと思います。</p>
大塚委員	<p>この人口減少はどこの地域でも同じだと思うのですが、いかにして、特に若い人たちに定住をさせるかというのは大きな課題だと思っています。そういう中で、ご意見もありましたように、まずは若い人たちが定住していくには働く場所の確保というのが必要だと思います。いくら定住条件をつけても、やはり、生活の基盤は働くことでありますので、若い人たちの働く場所の確保というのが一番大きな問題ではないかなと思います。</p> <p>それと併せて、若い人たちが定住したときに、子育てをどのようにしていくか、やはり、夫婦共稼ぎの状況でありますので、子育て支援をきちんとしていかないと、職があってもなかなか定住できない。今、日本全国的に保育所の不足とか言っておられますけれども、そういう面もやはり積極的に取り組んでいただいて、</p>

子どもを生んだ場合に、子育てがきちんとできるような環境づくりというのをしていかないと、なかなか定住、人口増ができないのではないかと思います。

今、私のほうでも、目標の戸数には達成したのですが、人口がどんどん減っていると。簡単にいうと、1戸の家族構成が年々少なくなっているということです。そういうことでありますので、やはり、いかにして若い人たちを定住させるか、定住させるには子育て環境を整備していく必要があると、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

塩谷会長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

久保委員

わかりやすいようにということで、多分、この取組の内容というものが、1、2、3、4というふうに、対象別というか、細かく分けてあるのだと思うのですが、実際に中身をよくよく見ていくと、本当に住みやすい、働きやすい県づくりというふうにかかれていて、ほかのところに書かれています。全く別の話なのかというと、そうではなかったり、お互いに非常に関連しているような項目があったりしているところがあるので、その辺の整合性というところも併せて考えていかなければ、例えば、ここにある資料だけ読むと、3番目にある高齢者の「活躍する」のところで、「生涯現役高齢者の就労支援」というところがある一方で、4番目のところには「若者の就労支援」というところが出てきます。もう一方で、ここには就労の場というところの確保がなければ、お互い少ないキャバを取り合っているというところが実際には起きてきているような問題もみられるところで、個々でやっていくと、当然、相反するような状況が起きてきたりする話になってくるかと思ひます。

「出産」「子育て」というところで書かれているようなことが高齢者の「暮らす」というところの中身にかかわってくる事柄がもちろん整備されなければいけないでしょうし、さらには「働く」というところの中身については、就業するか人材育成というのはあるのですが、働く人としての暮らしをどう支えていくのかというところで、就労時間の話だとか、そういった暮らし方みたいなこともかかわってくる話だと思ひます。

ただ、プロジェクトだとか事業というところに落とし込んでいくと、どうしても細切れになってしまうところが出てくるので、その辺を、どこに基盤を置きながらこういうプロジェクトとか事業に落とし込んでいくのかというところを、どんなふうにとらえてつくられたのかというのを少しお伺ひできればというふうに思ひます。お願ひします。

塩谷会長

ありがとうございます。

それでは、ここで切らせていただきまして、子育て支援にかかわって、企業、家庭での保育ということも考えられるのではないかと、それから、小中学校のスポーツ・文化活動に対する支援はどうなっているのか、それから、働く場の確保が大切ではないかと、それから最後に、各事業の全体的な整合性というのをどういうふうにか考えているのか、どこか基盤を置きながらそれぞれの関係をみていくべきではないかと、こういったご意見、質問ですけれども、ちょっと短めにお願ひし

保健福祉部政策監	<p>ます。</p> <p>保健福祉部でございます。今の子育てに対する支援ということでございますが、平成 27 年度からになります、「子ども・子育て支援新制度」というものが本格的に運用・施行されることになっております。その制度の運用を前提に今年度も既に動いておりますが、各市町村さんのほうで、その制度運用に向けてのシステムの導入、あるいは 26 年度になります、こちらのほうはいわゆる幼稚園の幼保一体型の推進、あるいは、保育の量的拡大等、また、質的な向上を図るといような制度の目的がございますので、そういったものを含めて認定保育園という形で各市町村さんのほうで持っている幼稚園あるいは民間の保育所が移行する際に、県のほうとしてもその運営費の補助ということ、スムーズな 27 年度からの運用に向けて、26 年度からそういった運営の補助あるいはシステムの導入の支援という形で事業を展開していくというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。</p>
企画調整部参事兼 文化振興課長	<p>文化スポーツ局でございます。2 つ目のお尋ねのスポーツ活動の支援と、それから、文化活動の支援というようにお話だったと思います。</p> <p>まず、スポーツへの支援のほうなのですけれども、スポーツ振興基金という形でさまざまな取組に対して支援を行っております。それから、文化活動につきましても、文化振興財団というところがありまして、そちらのほうで文化活動、それから演芸活動、発表の場の確保に対して支援を行っております。</p> <p>それから、スポーツの活動支援というように形での話なのですけれども、地域においてスポーツクラブが県内で 87 クラブありますけれども、そういった団体を通じまして、スポーツの振興、レクリエーションの場の確保に努めているところです。引き続き努めていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
復興・総合計画課長	<p>このプロジェクトの基盤ですが、イメージとしましては、左側のページの上段の右側、バツの右側になりますけれども、地域経済の活性化という赤で囲まれている台形のものになります。企業にとっても人にとっても魅力ある福島県で企業活動をしたり住みたいというところ、安心して生活できるというところがベースになり、その上で子どもの育成、高齢者の生活、若者・女性という考え方がありまして、これはアプローチの仕方です。いろいろな取り方はできるかと思っております。それで、この右側のページ、このプロジェクトの中身につきましても、わかりやすい視点ということで、住みやすい、働きやすい、それと、それぞれの対象のところに絞った書き方ということをつくっております。このおもとにあるのは、先ほども言いましたが 12 のプロジェクトプラスアルファ、これは復興直接ということではなく、もっと広くということをやっておりますので、さらにその外にあるこれまでやってきた事業、そういったものが全体的にかかわって魅力もできてくることになりまして、地域の子育てもずっとやってきましたけれども、そういったものも入ってくるということで、我々が考えたのは、繰り返しになりますが、経済活性化による雇用の確保、それと魅力ある県づくりというところがこちらのプロジェクトの核になる部分と考えているところでございます。</p>

商工労働部政策監	<p>商工労働部政策監の大江でございます。商工労働部での事業につきましてご紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>男女の労働者が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりということで、仕事と生活のバランスのとれた働きやすい環境をつくるために、各企業さんが自主的な取組が進むように「次世代育成支援企業認証制度」というものを設けてございまして、企業を認証しまして、その中で、特に優秀な企業さんにつきましては表彰をするというような取組を行いまして、女性の皆様の働きやすい環境づくりを進めているところでございます。</p> <p>それと、資料の2のほうに、今回、「ふくしまから はじめよう。ハンサム起業家育成支援事業」というものをご紹介させていただきましたが、これにつきましては、仕事と子育ての両立、あるいは若者の県内定着を図りまして、人口減少、あるいは少子高齢化に歯止めをかけるということで、ハンサム起業家、これは新しい感性、あるいは豊かな経験を有する女性、あるいは本県の未来を担っていく若者が起業しやすい環境を整備するという事業でございまして、具体的には起業相談会の開催、あるいは実践的な起業塾の開催、それから、実際の創業の支援ということで、全体的に起業を支援いたしまして、女性や若者が県内におきまして、起業に向けた取組を支援していくということで取り組むこととしてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>まだまだご意見、ご質問があるかもしれませんが、時間がかなり過ぎておりますので、このあたりで切らせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>審議会の意見書の中でも、事業間の連携を深めて総合的に取り組んでいただきたいということを申し述べているところだと思います。特に人口減少・高齢化対策というのはほかの事業とのかかわり合いが深いところですので、そのあたりに留意していただければと思います。</p>
復興・総合計画課長	<p>それでは最後に「その他」ということで、事務局から。</p> <p>ありがとうございます。今年度はこれをもちまして審議会は終了となります。来年度の話になって恐縮なのですが、25年度は5月29日に第1回の審議会を開催したところでございますので、また5月末から6月ごろにご案内をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それと、全体的な話として、担当課が今日来ておりますので、具体的な話がその場で説明されるということなのですが、県でやっている事業とか、その効果がなかなか伝わっていないということを県もかなり感じてございまして、先ほどちょっと触れましたが、来年度は戦略的情報発信ということで、相手に伝わって理解していただくということを重視した情報発信の取組をやっていくということを計画しておりますので、そちらのほうで情報を理解していただいた上で、さらにその先に何を進めていくかということのところをあらためて考えてまいりたいと思っております。</p>
塩谷会長	<p>ただいまのご説明に対して何かありましたら。——よろしいでしょうか。</p> <p>新しい事業さまざまに取り組まれるということで、その内容も含めて今日はご</p>

議論いただきました。かなり時間が予定よりオーバーして申し訳ございませんでしたけれども、有意義な議論ができたかと思えます。

これで本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

司 会

——閉 会——

本日は誠にありがとうございました。これをもちまして福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(以 上)